

廿日市市地域課題解決型DX実証実験支援事業募集要領

1 事業の目的

本事業は、廿日市市の地域課題を解決するため、デジタル技術を活用して実証実験を行う事業者を公募し、事業者が行う実証実験を支援する事業です。

デジタル技術を活用した様々な課題解決策を支援することで、デジタル技術の実用化を推進し、デジタル社会における豊かな市民生活の実現を図ります。

2 事業の概要

(1) 支援対象事業

「第6次廿日市市総合計画後期基本計画」の中で記載されている「主な課題」に取り組む事業であって、令和7年2月末までに実証実験を完了し、実証結果を定量的に測定・評価可能な事業であること。

(2) 支援内容

ア 廿日市市地域課題解決型DX実証実験支援事業費補助金

(ア) 補助上限額

事業の内容がデジタル技術を活用した中山間地域（佐伯・吉和・宮島の各地域）の生活環境向上に資する事業であって、取組の実現性、取組の新規性及び他市町への展開性を有する場合※ 1事業当たり上限600万円

上記以外の場合 1事業当たり上限300万円

※ 市から事業者に対する本補助金交付が、広島県デジタル技術を活用した中山間地域の生活環境向上事業補助金の交付対象事業となる場合

(イ) 補助率

補助対象経費の1/2以内

(ウ) 対象経費（廿日市市地域課題解決型DX実証実験支援事業費補助金交付要綱参照）

- ・設備備品（リース）費
- ・消耗品費
- ・謝金
- ・外注委託費
- ・通信運搬費
- ・賃借料
- ・広報活動費
- ・交通費

イ その他支援

選定した事業の内容に応じて、市は次の支援を行います。

(ア) 実証実験拠点の確保支援

(イ) 実証実験フィールドの確保支援

(ウ) 実証実験の周知やモニター等の募集支援

(エ) 行政データ提供の検討

(3) 採択件数

1件程度 ※採択しない場合もあります。

(4) 事業の期間

補助金交付決定日から令和7年2月末日まで

3 応募資格

本事業に応募できる者は、企業等の民間事業者、大学等の研究機関、NPO法人等の市民活動団体など自ら提案事業を行う団体（法人格の有無は問いません。）とし、個人からの応募は受け付けません。共同体で参加する場合は、参加申込時に1者を代表者として選出した上で、参加者の構成をすべて明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。その場合は、代表者がグループを代表して参加手続きを行うものとします。

また、次に掲げる条件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく廿日市市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者でないこと。
- (5) 廿日市市税等（延滞金を含む。）の滞納がない者であること。

4 本事業のスケジュール

募集要領等の公表	令和6年4月9日
事前相談会の受付期間 (質問の受付期間)	令和6年4月9日～令和6年4月23日
事前相談会	令和6年4月24日～令和6年5月1日
提案書等の受付期間	令和6年4月24日～令和6年5月2日
一次審査結果の通知	令和6年5月10日
二次審査日	令和6年5月16日
二次審査結果の通知	令和6年5月下旬
補助金の交付申請、交付決定	令和6年5月下旬～令和6年6月下旬
実証実験	令和6年7月上旬～令和6年2月
成果報告会	令和6年3月

5 事前相談会の受付（参加必須）

「事前相談シート」を募集窓口にメールで提出してください。

（令和6年4月23日（火）午後5時（必着）まで）

- (1) 開催日程 令和6年4月24日～令和6年5月1日

※ 開催日時等については別途通知する。

※ 日時の指定はできないので留意すること。

- (2) 内容

市は相談内容と本事業実施に係る趣旨との整合性などを検討し、相談のあった事業者に対し助言等を行うこととします。

- (3) 開催方法

事前相談会はウェブ会議システム（Z o o mを予定）を利用して開催するものとし、ウェブ会議システムに参加するための情報は、別途通知する。

6 質問の受付・回答

別記質問票を応募窓口にメールで送付してください。

（令和6年4月23日（火）午後5時（必着）まで）

- (1) 質問に対する回答

ア 回答日

令和6年4月30日（火）午後5時までに随時回答を行います。

イ 事前相談シートの提出があった全ての事業者に対し、事前相談シートに記載された連絡先にメールで通知します。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的提案内容等に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。

7 参加の手続き

本事業へ参加を希望する者は、次の書類を募集窓口にメールで提出してください。

※ メールデータの容量は全体で10MB（メガバイト）以内としてください。

※ データ容量超過等により、市に到達しなかった申請は、受け付けません。

- (1) 受付期間

令和6年4月24日（水）～令和6年5月2日（木）13時まで

- (2) 提出書類

ア 廿日市地域課題解決型DX実証実験支援事業参加申込書

イ 誓約書兼同意書

ウ 事業計画書及び提案概要

事業計画書（A4Word 10ページ以内）

事業計画概要書（任意様式 A4PowerPoint 10スライド以内）

- (3) 提案の差し替え等

提出書類の差し替えは受付期間内であれば可能です。ただし、部分的な差し替えはできませんので、改めて提出書類一式を提出してください。

8 選定方法

次のとおり審査を行います。

(1) 一次審査（書類審査）

提出された事業計画書等をもとに、審査を行います。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

- ・一次審査を通過した事業について審査を行います。
- ・審査は、提出された事業計画概要をもとに、提案者がプレゼンテーションを行います。
- ・二次審査は原則オンラインで実施します。
- ・二次審査の詳細なスケジュールは、一次審査終了後にお知らせします。

9 審査基準

次の審査基準に基づき事業を選定します。

評価の視点毎に5段階（1点～5点）で評価し、各評価項目毎に定めた係数をかけた合計点で審査します。

評価項目	評価の視点	係数	配点
(1)課題解決性	・地域の課題やニーズを捉えているか ・提案内容が課題解決に繋がっているか ・市民生活の豊かさ向上に貢献するか	× 2	3 0
(2)実現性	・技術的に実施可能か ・事業期間内に完了するか ・利用者にとって使いやすい内容か	× 2	3 0
(3)先進性	・AIやIoTなど先端技術を活用したものか ・これまでに市内で類似の取組が実施されていないか ・新しい発想や工夫があるか	× 2	3 0
(4)妥当性	・事業の効果が測定可能か ・事業の目標設定が明確か ・事業内容や規模に対し、対象経費の設定が適切か	× 1	1 5
(5)将来性	・他地域への横展開が可能か ・将来的に補助金等に頼らず継続的に実施可能か	× 2	2 0
(6)信頼性	・類似事業の実績があるか ・事業を実施できる体制か	× 1	1 0
		計	1 3 5

1 0 採択結果の公表

採択した事業については、提案の名称及び提案者名を公表します。

1 1 成果報告会

事業期間終了後、事業結果について成果報告会を行います。

成果報告会は、提案者が発表します。

成果報告会の内容はオンラインにより一般公開する場合があります。

1 2 事業の中止等

次の各号いずれかに該当する場合は、市の支援を中止します。

- (1) 市の指示及び指導に従わないとき。
- (2) 事故等により、実証実験が実施又は継続できなくなったとき。
- (3) 応募資格を満たさないこと又は虚偽の申告が判明したとき。
- (4) その他市長が中止する必要があると判断したとき。

1 3 市による補助金交付申請

採択した事業への補助について、市が広島県デジタル技術を活用した中山間地域の生活環境向上事業補助金の交付対象となり得ると判断した場合、当該補助金の交付申請を行う場合があります。その場合、事業者は交付申請に係る資料の作成に協力してください。

なお、市が補助金の交付決定を受ける際に広島県から交付の条件を付された場合、市は事業者への補助金の交付に際し、同様の条件を付す場合があります。

1 4 その他

採択された事業について情報発信を行う場合や、報道機関から取材を受けた場合等は、「廿日市市地域課題解決型DX実証実験支援事業」である旨を説明してください。

1 5 募集窓口

廿日市市総務部デジタル改革推進課

電話 0829-30-9107

メール digital@city.hatsukaichi.lg.jp

担当：小森田・山下